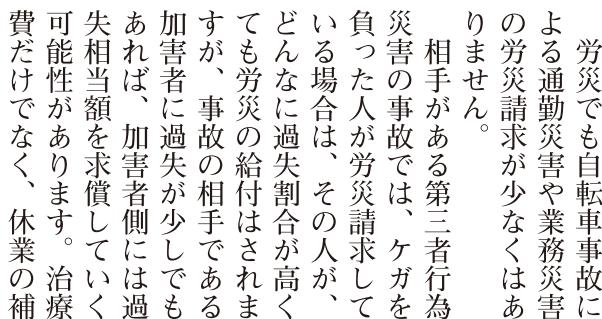


自転車は子供からお年寄りまで多くの方が、日常生活の移動手段や通勤・通学として利用する手軽な乗り物です。しかし、自転車による歩行者の死亡事故など重大的なケガを負つた被害者が経済的な補填を受け取れるように、自転車の運転者に対して高額な損害賠償を命じる判決も出ています。そのためか近年、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける自治体が増えてきているよう

自転車事故による通勤災害や業務災害



自転車事故による通勤災害や業務災害



です。

労災でも自転車事故による通勤災害や業務災害の労災請求が少なくはありません。相手がある第三者行為災害の事故では、ケガを負つた人が労災請求している場合は、その人が、どんなに過失割合が高く停止することとなる場合は一時停止することから、歩道上で歩行者との接触事故を起こして進行しなくてはならず、歩行者の進行を妨げた場合は、車道よりを徐行して進行しなくてはなりません。自転車は歩道を通行する場合、そもそも自転車は歩道を通行する割合ですが、歩行者との事故の場合、そもそも自転車保険に入っていることが多いのですが、無保険でケガを負わせると加害者へ直接求償していくことになります。

自転車保険に入っていると、日頃から自転車保険などに加入しておくと安心ですね。話は変わりますが、2023年7月1日に電動キックボードに関する改正道交法により、20km/h以下16歳以上であれば免許不要で乗ることができるようになり、さらに6km/h以下であれば自転車通行可の歩道も乗ることが出来るようになります。

歩道を歩いていた歩行者が自転車が避けきれず歩行者にぶつかり歩行者がとても大きなケガを負つたが急に向きを変えたため、事故がありました。治療の時も自転車の100%

賠費や後遺症が残れば障害の補償費など、けがの度合いにおいては多額の請求となることがあります。

次に自転車事故における過失割合ですが、歩行者との事故の場合、そもそも自転車よりも大きなケガを負わせる可能性があります。

いつ、加害者側になるかもしれません。最近は、自転車保険に入っていることが多くなっていますが、無保険でケガを負わせると加害者へ直接求償していくことになります。

自賠責保険だけではなく任意保険にも入つておくると安心と思われます。労災は、業務上や通勤上の災害に対し労働者保護していく制度ですが、今回は誰でも、いつ立場が変わつて加害者側になるかもしれませんので、少し加害者側に寄った話をさせてもらいました。

イラスト・木村武司